

中野市豊田ふるさと交流館 農産物等委託販売管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規定は、『中野市豊田ふるさと交流館』農産物等委託販売所(以下「販売所」という)の管理運営及び委託販売により農産物等を出荷する者(以下「出荷者」という)が遵守すべき事項を定めるものとする。

(出荷者の条件)

第2条 出荷者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 中野市内に在住し、自ら販売品を継続的に出荷できる個人又は団体
- (2) その他近隣市町村で特に必要と認められた者
- (3) 販売所会員に登録し、出荷者協議会(魅力的な商品づくり、安全安心な生産、出荷調整等について自主的に研鑽を図る団体)に加盟している者。
- (4) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者。
- (5) 施設管理者が示す生産履歴の記帳等を着実に履行する者。

(出荷者の資格取得)

第3条 新規会員の登録は、施設管理者の審査を経るものとし、同時に出荷者協議会の会員にならなければならない。

(会員)

第4条 前条に定める出荷資格を有する者で、販売品の出荷を希望する者は、農産物販売所参加申込書(様式第1号)により「株」斑尾」の許可(様式第2号)を受けると同時に、別表1に定める登録料(出荷者マスター管理料)を納めなければならない。

2 前項の規則により登録料を納入した者は、販売所の会員とする。

3 第1項に定める登録料は、退会等その理由の如何を問わず返還しない。

(契約)

第5条 施設管理者と出荷者は、毎年度施設の利用及び出荷に関する契約を結ぶものとする。契約期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、毎年契約を更新するものとする。

(出荷者協議会)

第6条 出荷者は、安全安心な農産物の生産や出荷者の連携による販売所への安定供給など販売所の円滑な運営を図るため出荷者協議会を組織し、出荷者協議会会則に必要な事項を定め活動を行う。

(生産出荷計画)

第7条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画(様式1の裏)を作成し、出荷者協議会に提出するものとする。

(出荷調整)

第 8 条 施設管理者は、販売所において品不足や余剰が起きないように、出荷者協議会と検討し調整を図るものとする。(りんごについては、豊田地域のものに限る)

(販売品)

第 9 条 販売所の販売品は次の各号に定めるものとする。

- ① 自ら栽培した農産物及び栽培地が登録の圃場市町村で生産された農産物に限る。
 - ② 栽培履歴が提出されている農産物に限る。
 - ③ 出荷者から委託販売された農産物及び花卉、花木等。
 - ④ 加工商品は個人生産者に限定する。地域特産農産物使用した商品、通年販売品は原則として特産品売場で扱うこととする。
 - ⑤ 施設管理者からの委託により、JA等が出荷し販売する農産物。
- 2 その他、施設管理者が地域振興上、必要と認めたもの。
- 3 前項 1の規定にかかわらず、施設管理者が適さないと判断したものは、出荷者協議会と協議し販売を中止することができる。

(販売表示)

第 10 条 生産段階の栽培取組の開示により、信頼される農産物の販売を行うため、販売陳列台に栽培の係わる、以下の事項を表示する。但し、氏名、栽培地以外は生産者の任意とする。

- ① 出荷者氏名、出荷者コード、栽培地
- ② 農産物栽培管理事項及び特別栽培認定事項、写真
- ③ 出荷者のコメント、又は、利用者へのメッセージ

(販売価格)

第 11 条 販売品の価格は原則として施設担当者が示す参考価格や近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとする。

- 2 販売品の価格は10円単位で設定する。
- 3 施設管理者は販売価格が他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、価格の調整を図ることができる。

(販売手数料)

第 12 条 委託販売の販売手数料は別表2に定めるものとする。

(代金精算)

第 13 条 委託販売にかかる商品の販売代金の清算日及び控除については別表3に定めるものとする。買取販売に係わる商品の仕入れ代金は、別途、取引者と協議し決定する

- 2 代金の決裁は、レジスターを通過した販売品について行うものとする。
- 3 締日が、第 14 条に定める豊田ふるさと交流館が定休日の場合は、その前日を締日とする。
- 4 支払日が金融機関等の休日に当たる場合は、その日以後の直近の営業日に振り込むものとする。

5 会員は、精算した代金に疑義が生じた場合は、支払日から7日以内に施設管理者に申し出ることができる。

(営業日)

第14条 営業時間、定休日

直売所の営業日・営業時間・定休日については別表4に定めるものとする。

(商品の搬入、補充、引き取り)

第15条 委託販売品の搬入、補充、引き取りについては次に定めるものとする。搬入、補充、引き取りについては、販売所担当者の指示に従うものとする。

- ① 搬入時間は、夏期(5月1日～11月30日)・・・午前7時30分～午前9時00分
冬期(12月1日～4月30日)・・・午前8時30分～午前10時00分
但し、追加については随時受け付ける。
- ② 販売品の補充については担当者との協議、又は、配信データにより随時行う。
- ③ 引き取り時間は17時から閉店時間までとする。翌朝出荷予定のある場合は、翌朝で良い。
- ④ 競合する販売品については担当者との協議の上、出荷調整を行う。
- ⑤ 出荷量は、会員の自由とする。ただし、展示スペース等に問題が生じた場合は、直売所責任者が出荷量を調整するものとする。
- ⑥ 在庫管理は、会員が行うものとする。
- ⑦ 商品価値が損なわれた場合においてやむをえない場合は施設管理者、又は、出荷者協議会は、出品した会員の了解を得ず、販売品を廃棄処分することができるものとする。

(出荷規格)

第16条 販売品については、別表4に定める規格を基準とする。なお、別表4に記載のない品目については、出荷者と施設管理者が協議し決定する。

(出荷資材及び表示ラベル)

第17条 会員は、販売品を搬入する際には、氏名及び価格等を印刷した指定のバーコードラベルを販売品に貼付のうえ、整然と陳列を行うものとする。

- 2 前項に規定するバーコードラベルに係る経費は会員の負担とする。
- 3 農産物は「原産地・一般的な名称」を、加工品は「賞味期限・内容量・保存方法」を明記するものとする。
- 4 販売品に係る消費税は、内税方式とする。(税額表示)

(事故・クレーム)

第18条 販売した商品の事故、クレーム処理は次の通り行うものとする。

- ① 購入者からのクレームについては、原則として施設管理者が対応する。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、施設管理者は出荷者及び出荷協議会に再発防止を求める。
- ② 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、施設管理者は出荷者協議会と協議し、

速やかに対応する。ただし、費用の支出については事故原因により出荷者に負担を求めることができる。

(精算データの第三者への提供)

第 19 条 精算データを第三者に提供する場合には、事務管理者(株)斑尾事務長)に届け出るものとする。

2 前項の通知を受けた事務管理者は、(株)斑尾代表取締役と協議し、その承認を得なければならない。

3 前項の承認は、次の各号に該当する場合を除き、これを行ってはならない。

- ① 本人の同意を得ている場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める
- ④ 事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(出荷の停止)

第 20 条 施設管理者は次の号に該当する出荷者を出荷停止することができる。

なお、施設管理者はその経過等について出荷者協議会に報告する。

- ① 販売品に偽りの表示をした出荷者。
- ② 購入者から頻繁にクレームが発生する品物を出荷した出荷者。
- ③ 販売陳列に関し、秩序(ルール)を守らない出荷者。
- ④ 販売残品について適切な処置をしない出荷者。

(出荷登録の取り消)

第 21 条 次に掲げる出荷者は出荷者協議会に諮り出荷登録の取り消しをするものとする。

- ① 産地としての名を汚したり、農産物直売所の信用を無くす行為をした出荷者。
- ② 第 20 条にあたる行為を繰り返し行う出荷者。

(疑義の解決)

第 22 条 この規約にない事項に関し疑義が生じたときは、関係者で協議し決定するものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 8 月 11 日に一部改正

別表 1 登録管理料 第 4 条

区分	登録料	備考
法人・団体	5,000 円	青果物に限る
個人	1,000 円	

別表 2 販売手数料(第 12 条関係)

区分	出荷物	算定率	備考
農産物及び加工品	野菜、果物、きのこ類、山菜、たけのこ、切花、根菜、その他生鮮類	14.5%	加工品の内、製造許可等必要な商品については、長野県が定める許認可を取得したものであること。
	穀類、鉢物(花)、植木類	14.5%	
	菓子類、漬物、干物等、ジュース類、惣菜類、その他加工品	20.0%	団体・法人は除く
	冷蔵庫の使用を希望する個人の場合	実費	
手芸・工芸品	陶器、人形、置物、炭等	20.0%	
その他		15% ～20%	中野市の産品として相応しいと認めるもの。

別表 3 第 13 条(代金精算)

[販売代金清算日及び控除]

① 販売代金清算日

	販売期間	支払日
	1日～末日	翌月 15 日

支払日が休日の場合、金融機関の翌営業日

② 控除項目

販売及び精算控除	規格	単価	税区分	備考
販売手数料	販売金額	14.5～20.0%	売上控除	
バーコードラベル	1枚当り	1円	売上控除	発行枚数
保冷库使用代	販売代金		仕入控除	

別表 4 利用規則第 14 条[営業日・営業時間・定休日]

原則として次のとおりとする。

1. 営業日 中野市豊田ふるさと交流館条例に準ずる
2. 営業時間 夏期(5月1日～11月30日)午前7時30分～午後6時00分
冬期(12月1日～4月30日)午前8時30分～午後5時00分
3. 定休日 夏期:無休(H26年8/13～)
冬期:水曜定休日

生産者No.

○○ ○○

生産地 ラベルに表示

写真

私の
こだわり

有機肥料を多用し、甘味の良い農産物
に育ちました。ご賞味ください

防除基準提出
施肥基準提出
エコファーマー認定